

議員提出第2号議案

市長の専決処分事項の指定の一部を改正する件

市長の専決処分事項の指定の一部を改正することについて、議決を求める。

令和7年3月26日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 長谷川 幹雄

市長の専決処分事項の指定の一部改正

市長の専決処分事項の指定（平成24年6月27日議決）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 1・2 〔略〕 〔新設〕	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 1・2 〔略〕 <u>3 議会の議決を経た工事請負契約について、当初契約金額の5パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、変更することのできる額は、加東市議会の議決に付すべき契約及び財</u>

	<u>産の取得又は処分に関する条例(平成18年加東市条例第46号)</u> <u>第2条に規定する額未満とする。</u>
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

議員提出第2号議案 要旨

市長の専決処分事項の指定の一部を改正する件（要旨）

1 改正理由

議会において指定した市長の専決処分事項の一部を改正する必要を認めたので、地方自治法第180条第1項の規定により、本案を追加指定するものである。

2 改正内容

工事変更契約における市長の専決処分の基準を「議会の議決を経た当初契約金額の5パーセント以内の額かつ1億5,000万円（加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額）未満」とすること。

3 施行期日 令和7年4月1日